

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月30日

京都市長 松 井 孝 治

京都市規則第 26 号

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項発達相談所の款発達相談課の項第1号、第3号及び第5号に次のただし書を加える。

ただし、専門的な支援を要するものに限る。

第4条第1項発達相談所の款発達相談課の項第7号中「、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、区役所、区役所支所及び区役所出張所の所管に属するものを除く。

第4条第1項発達相談所の款発達相談課の項第10号を削り、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号中「措置」の右に「(障害児通所支援に係るものに限る。)」を加え、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児入所医療費の支給に関すること。

第4条第1項発達相談所の款発達相談課の項第11号及び第12号を削り、同項第13号中「及び指定障害児入所施設等への入所等」を「への通所」に改め、同号を同項第11号とし、同項第14号に次のただし書を加える。

ただし、専門的な支援を要するものに限る。

第4条第1項発達相談所の款発達相談課の項第14号を同項第12号とし、同項第15号中「ただし」の右に「、専門的な支援を要するものに限り」を加え、同号を同項第13号とする。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)